

# 2021年度合同総会議事録

平和学園小学校同窓会 平和学園アレセイア湘南校友会  
日時：2021年7月27日（火）15時～17時 場所：湧泉教会

## 小学校同窓会総会

一、議長選出 神尾会長が議長に就任

### 一、議案

第1号議案 2020年度活動報告に関する件

大澤より議案について説明がなされた。

第2号議案 2020年度決算報告及び監査報告

平嶺会計より会計報告がなされた、大澤監事より監査報告がなされた。

第1号議案、2号議案について一括審議の上全会一致で可決承認された。

第3号議案 2021年度活動方針

山本より議案について説明がなされた。

第4号議案 2021年度予算

平嶺会計より予算説明がなされた。

第3号議案、4号議案について一括審議の上全会一致で可決承認された。

## 校友会総会

一、議長選出 倉澤会長が議長に就任

### 一、議案

第1号議案 2020年度活動報告に関する件

第2号議案 2020年度決算報告及び監査報告

神尾より議案について説明がなされ、近藤監事より監査報告がなされた。

第1号議案、2号議案について一括審議の上全会一致で可決承認された。

第3号議案 2021年度活動方針

第4号議案 2021年度予算

神尾より議案について説明がなされた。

第3号議案、4号議案について一括審議の上全会一致で可決承認された。

第5号議案 規約改正について

神尾より議案について説明がなされた。

主に、役員数名で総会の議案が採決される仕組みを、出席する会員で採決するよう改定。

第5号議案について審議の上全会一致で可決承認された。

## 2020年度平和学園小学校同窓会・平和学園アレセイア湘南校友会活動報告

- 6月27日 小学校同窓会・校友会合同総会〔湧泉教会〕
- 7月16日 まつかぜ発行・ジャズコンサート打合せ〔湧泉教会〕  
まつかぜ会〔ファーマーズたさき〕
- 9月8日 まつかぜ発行・ジャズコンサート打合せ〔湧泉教会〕
- 10月16日 まつかぜ発行郵送〔市民ギャラリー会議室〕  
本年から校友会から発行
- 11月27日 パイプオルガン寄付依頼
- 12月10日 ジャズコンサート打合せ〔湧泉教会〕
- 12月24日 パイプオルガン YouTube コンサート
- 3月4日 チャリティー寄付 白十字会、茅ヶ崎こどもの園、茅ヶ崎学園
- 3月12日 ジャズコンサート チラシ仕分け作業〔湧泉教会〕

5月15日予定のジャズコンサートは中止となりました。

ウィルス感染拡大のため、プレイデー、バザーは中止、卒業式参加見合わせとなりました。  
(記念品贈呈のみ)

2020 年度平和学園小学校同窓会会計報告書

2020 年 4 月 1 日～2021 年 3 月 31 日

収入の部 (単位 円)			支出の部 (単位 円)		
科目	予算	決算	科目	予算	決算
2020 年年度維持会費	250,000	327,132	まつかぜ印刷費	50,000	
新卒者入会金	150,000	120,000	まつかぜ郵送費	160,000	
受取利息	20	14	まつかぜ封筒		
			印刷費(学園広報費)	55,000	
			卒業生記念品	40,000	30,360
			通信費	3,000	
			維持会費振込料	16,000	20,770
			会議費	10,000	
			校友会拠出金(まつかぜ)	15,000	230,000
			予備費	51,020	
					0
小 計	400,020	447,146	小 計	400,020	281,130
前期繰越金		2,697,896	次期繰越金		2,863,912
合 計		3,145,042	合 計		3,145,042

2020 年度収支差額 166,016

繰越金内訳 :

普通預金	1,797,387 円
ゆうちょ	725,890 円
現金	76,303 円
売掛金(40 ユーロ)	5,132 円
校友会への貸付金	259,200 円
計	2,863,912 円

2021 年 7 月 2 日

会 計 平嶺 千尋

監 事 鈴木 信一

※原本に署名済みです。

監 事 近藤 久統

2021年度 平和学園小学校同窓会 活動方針(案)

<活動方針>

幼小中高の卒業生が連携し、学園で育った思いを広く共有し、学園全体を支援できる環境づくりを行ってまいります。

<活動計画>

- ① 校友会と一体となった活動
- ② ホームページによる活動の発信・学園支援・事務手続き
- ③ 機関紙「まつかぜ」発行(学園広報の同封)
- ④ 卒業生への記念品贈呈
- ⑤ 学校各種事業への協力・支援
- ⑥ 維持会費の徴収

2021年度 平和学園小学校同窓会 予算(案)

収入の部		支出の部	
科目	予算	科目	予算
2020年度維持会費	250,000	校友会拠出金(まつかぜ)	260,000
新卒者入会金	150,000	卒業生記念品	40,000
利息	20	通信費	3,000
		維持会費振込料	16,000
		予備費	81,020
小計	400,020	小計	400,020
前期繰越金	2,858,780	時期繰越金	2,858,780
合計	3,258,800	合計	3,258,800

平和学園・アレセア湘南校友会決算書

2020年4月1日～2021年3月31日

貸借対照表

(単位:円)

科目		金額	
I	資産の部		
	1 流動資産		
	現金	31,896	
	預金	664,170	
	前払費用	24,037	
	流動資産計		720,103
	2 固定資産	0	
	固定資産計		0
	資産合計		720,103
II	負債の部		
	1 流動負債		
	借入金①	130,000	
	借入金②	259,200	
	流動負債計		389,200
	2 固定負債	0	
	固定負債計		0
	負債合計		389,200
III	正味財産の部		
	前期繰越正味財産		319,826
	当期正味財産増減額		11,077
	正味財産合計		330,903
	負債及び正味財産合計		720,103

(預金内訳)

スルガ銀行茅ヶ崎支店	663,370
郵便貯金	800

(前払費用)

2021 ジャズコンサート	24,037
---------------	--------

2021年7月2日

会計人 神尾 元洋

会計監査人 大澤 瑛美

会計監査人 神戸 寿美代

※ 原本に署名済みです。

# 収支計算書

(単位:円)

科目	金額	
<b>I 経常収益</b>		
1 同窓会負担金	0	0
2 事業収益		
① ジャズコンサート ジャズコンサート計	0	
② パイプオルガンコンサート 寄付金収入 パイプオルガンコンサート計	60,000 60,000	
事業収益計		60,000
3 その他収益		
同窓会拠出金	230,000	
維持会費	6,000	
受取利息	6	236,006
経常収益計 A		296,006
<b>II 経常費用</b>		
1 事業費		
① ジャズコンサート ジャズコンサート計	0	
② パイプオルガンコンサート 寄付金 パイプオルガンコンサート計	60,000 60,000	
③ まつかぜ 印刷費 郵送費 まつかぜ計	68,421 154,266 222,687	
事業費計		282,687
2 管理費		
会議費	2,242	
ホームページ維持費		
慶弔費		
管理費計		2,242
経常費用計 B		284,929
当期正味財産増減費 A-B=C		11,077
前期繰越正味財産額 D		319,826
次期繰越正味財産額 C+D		330,903

## 2021年度 平和学園アレセア湘南校友会 活動方針(案)

### <活動方針>

幼小中高の卒業生が連携し、学園で育った思いを広く共有し、学園全体を支援できる環境づくりを行ってまいります。

### <活動計画>

- ① 幼小中高の卒業生と一緒に活動できる組織体制の構築・運用
- ② ホームページによる活動の発信・学園支援・事務手続き
- ③ クリスマス・チャリティー・パイプオルガン・コンサート
- ④ 次年度ジャズコンサートの準備
- ⑤ 学校各種事業への協力・支援
- ⑥ オール平和(各:同窓会・教職員・中高保護者会・小学校 PTA・幼稚園 PTA・後援会)

## 2021年度 平和学園・アレセア湘南校友会 予算(案)

収入の部		支出の部	
項目	予算額	項目	予算額
窓会拠出金	260,000	レンタルサーバー費	10,000
パイプオルガンコンサート	250,000	会議費	10,000
ジャズコンサート	0	パイプオルガンコンサート	250,000
受取利息	10	ジャズコンサート	100,000
		まつかぜ印刷・郵送	240,000
前年度繰越	330,903	予備費	230,903
合計	840,913	合計	840,913

2021 年度ジャズコンサートは中止のため、収入が無く印刷費等の支出があります。

# 平和学園・アレセア湘南校友会会則

下線部が追加もしくは変更箇所 ( ) カッコ内は変更前条文

## 第1章 総 則

### 第1条 (名称)

本会は、平和学園・アレセア湘南（以下「母校」という）校友会（以下「本会」という）と称する。

第2条 (目的) 本会は、母校の建学の精神と理念のもと、母校の発展に寄与すると共に、小学校、中学校、高等学校の各同窓会と連携し、会員相互の親睦と交流を図ることを目的とする。

### 第3条 (事務所)

本会の事務所は母校内に置く。

## 第2章 会 員

### 第4条 (会員)

本会は、次の会員をもって構成する。

- 1) 母校の幼稚園、小学校、中学校、高等学校の各卒業生を正会員とする。
- 2) 母校の現・旧職員を特別会員とする。
- 3) 本会の事業に賛助するものを賛助会員とする。

## 第3章 組織並びに会員

### 第5条 (組織)

総会は、第10条第1項に定める事項を審議決議する機関として置かれる。

役員会は、第10条第2項に定める事項を施行する機関として置かれる。

### 第6条 (役員構成及び選出)

本会の役員は顧問、会長、副会長、書記、総務、会計、広報、監査及び委員を置くことができるものとし、総会で選任する。

- 2 会長、副会長、書記、総務、会計、広報、委員及び監査は、役員会の互選により選任する。
- 3 顧問は、役員会で推薦された正会員、特別会員とする。
- 4 役員会の任期は定時総会から翌々年の定時総会までの2年間とする。  
但し、再任を妨げない。
- 5 補欠の役員会の任期は、前任者の残任期間とし、役員会で選任する。

### 第7条 (役員職務)

会長は本会を代表し、その会務を統括する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時は、その会務を代理する。
- 3 書記担当は、総会、役員会等の事務局業務を行う。
- 4 総務担当は、本会の一般行事に関する総務行を行う。



- 5 会計担当は、金銭の出納、会計処理、計算書類等所管文書の保管業務を行う。
- 6 広報担当は、広報活動及び会員名簿等所管文書の整理、保管業務を行う。
- 7 委員担当は、本会の運営及び一般管理業を行う。
- 8 監査担当役員は、業務執行監査及び会計監査の業務を行い、その結果を総会に報告しなければならない。
- 9 顧問は、本会の運営について助言し、支援する。

## 第4章 会議及び決議事項

### 第8条（総会）

総会は、定時総会と臨時総会とする。

- 2 会長は定時総会を毎事業年度末日の翌日から3か月以内に召集しなければならない。
- 3 会長は、役員会の決議を経て、いつでも臨時総会を招集することができる。
- 4 総会の議長は、会長が務める。  
但し、会長は会議の進行上必要と認められる場合には、他の役員を議長に指名することができる。
- 5 役員総数5分の1以上にあたる役員の同意を得て、会議の目的を示して会議の招集を請求した場合において、会長は2週間以内に会議の招集の通知をしなければならない。
- 6 総会の招集は、総会開催の2週間前までに本会のホームページへの掲載ならびに役員会で定める電磁的方法等により行う。

### 第9条（役員会）

役員会は、会長が招集する。

- 2 役員会は、必要に応じ随時召集することができる。
- 3 役員会の議長は、会長が務める。

### 第10条（決議事項）

総会決議事項は、以下のとおりとする。

- 1) 会則の変更及び細則等の制定または変更
  - 2) 収支決算及び事業報告
  - 3) 収支予算及び事業計画
  - 4) 役員を選任
  - 5) その他本会（前：同窓会）の業務に関する重要事項
- 2 役員会決議事項は、以下のとおりとする。
- 1) 会則の変更及び細則等の制定または変更に関する案
  - 2) 収支決算案及び事業報告案
  - 3) 収支予算案及び事業計画案
  - 4) 総会から付託された事項
  - 5) その他本会（前：同窓会）の業務に関する事項

### 第11条（会議の成立）

総会又は役員会の会議は、役員数の過半数以上が出席しなければならない。

### 第12条（決議方法）

総会又は役員会の決議は、その出席した会員（前：役員）の過半数で決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

- 2 総会又は役員会の決議を行う場合は、予め通知した事項についてのみ決議することができる。
- 3 書面によって議決権を行使するものは、出席会員（前：役員）とみなす。

第13条（役員会（前：総会）の決議に代わる書面等による合意）

本会則により役員会（前：総会）において決議すべきものとされた事項について、役員の過半数の書面等による合意があるときは、役員会（前：総会）の決議があったものとみなす。

第14条（議事録の作成、保管等）

総会及び役員議事については、議長は議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議事の経過の要領及び結果を記載し、その記録を役員に縦覧確認の上、校正したものを保管する。

（前：議事録には、議長の経過の要領及び結果を議事録に記載し、議長及び議長が指名する会議に出席した役員がこれに署名捺印しなければならない。）

3 会長もしくは会長の指名する者は、議事録を保管し、会員（前：役員）または利害関係人による請求があったときは、議事録を閲覧させなければならない。

第5章 財源等

第15条（収入及び支出）

本会の会計における収入は、維持会費、同窓会拠出金、寄付金、賛助金、事業収益金等とし、支出は第10条に定める事業のほか運営に要する費用に充当する。

第6章 会計

第16条（会計年度）

本会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第17条（収支予算案の作成及び変更）

会長は、毎会計年度の収支予算案を総会に提出し、その承認を得なければならない。

2 第1項の承認を得るまでの間については、役員の決議に基づき暫定的に事業及び予算執行を行うことができる。

第18条（会計報告）

会長は、毎会計年度の収支決算の監査を経て、定時総会に報告し承認を得なければならない。

第7章 付則

第19条（会計外付則）

この会則のいずれにも定めのない事項については、総会の決議により定める。

2001年4月1日 制定  
2007年5月19日 改定  
2014年6月10日 改定  
2021年7月27日 改定